

○申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	保健福祉部 保険年金課 国保第一・第二係	
許 認 可 等 名	国民健康保被保険者証の交付	
根 拠 法 令	国民健康保険法	
根 拠 条 項	第9条第2項	
連 絡 先	(電話 621-5157)	
審 査 基 準	基 準	国民健康保険法第5条から第7条まで及び国民健康法施行規則第6条の規定による。
	参 考 事 項	持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律(平成27年法律第31号)
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定(平成30年4月1日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標 準 処 理 期 間 (設定しないものについてはその理由)	総日数 2日※(休日を含む)
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)